

ひとり親家庭の ハンドブック



恵那市公式キャラクター エーナ

2024年度版（10月改訂）

も く じ

- 支給される手当・年金について P 1
- 生活全般について P 4
- 就学援助について P 6
- 奨学金貸付制度について P 7
- 岐阜県母子父子寡婦福祉資金貸付制度について P 8
- 養育費について P 1 1
- 母子寡婦福祉団体等 P 1 2
- 就業について P 1 3
- 子育て支援サービス P 1 4
- こども園・保育園・幼稚園・小規模保育事業所 P 1 8
- 小学校・中学校 P 2 0
- 放課後児童クラブ（学童保育） P 2 2
- 相談員・その他相談 P 2 4
- 相談窓口 P 2 7

支給される手当・年金について



児童扶養手当

この手当は、児童が育成される家庭の生活安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

次のいずれかに該当する 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの児童（または 20 歳未満で政令で定める程度の障がいをもつ児童）の父・母または父・母に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。

<支給となる児童>

- 1) 父・母が離婚または父・母が死亡した児童
- 2) 父・母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童
- 3) 父・母から 1 年以上遺棄されている児童
- 4) 父・母が 1 年以上拘禁されている児童
- 5) 父・母が 1 年以上生死不明の状態にある児童
- 6) 婚姻によらないで生まれた児童
- 7) 父・母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童

* 次のいずれかに該当する場合は、手当は支給されません。

- 1) 父・母または養育者、対象児童が日本国内に住所を有しないとき
 - 2) 対象児童が里親に委託されたり、児童福祉施設に入所しているとき
 - 3) 父または母の配偶者（事実婚含む）等に養育されているとき
 - 4) 公的年金（遺族年金・老齢年金・労災年金・遺族補償など）の受給ができて、その額が児童扶養手当の受給額を上回るとき
- ただし、障害年金を受給している方は、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差を児童扶養手当として受給することができます。

手当額（月額）

（R 6 年 11 月分から）

支給区分	全額支給	一部支給
児童 1 人の場合	45,500 円	45,490 円～10,740 円まで 10 円単位で設定
児童 2 人目以降の場合	10,750 円加算	10,740 円～ 5,380 円まで 10 円単位で設定

年 6 回（奇数月）に支給されます。

●現況届

手当を受けている方は、毎年現況届を提出する必要があります。現況届は、手当を受けている方の前年の所得状況と8月1日現在の子どもの生活状況を確認するための届出です。現況届を提出しないと該当年度の11月からの手当を受給出来なくなります。また、提出せずに2年を経過すると、時効により手当を受ける資格がなくなります。

児童扶養手当所得制限限度額表

(R 6 年 11 月以降)

扶養親族 等 の 数 (税法上)	本人				孤児等の養育者	
	全部支給		一部支給		配偶者・扶養義務者	
	収入額	所得額	収入額	所得額	収入額	所得額
0 人	1 4 2	6 9	3 3 4	2 0 8	3 7 2	2 3 6
1 人	1 9 0	1 0 7	3 8 5	2 4 6	4 2 0	2 7 4
2 人	2 4 4	1 4 5	4 3 2	2 8 4	4 6 7	3 1 2
3 人	2 9 8	1 8 3	4 8 0	3 2 2	5 1 5	3 5 0
4 人	3 5 2	2 2 1	5 2 7	3 6 0	5 6 2	3 8 8
5 人	4 0 1	2 5 9	5 7 5	3 9 8	6 1 0	4 2 6

(単位：万円)

扶養義務者：同居で生計を同じくしている家族

注) 所得税法に規定する老人扶養親族等または特定扶養親族等がある方についての限度額は前項記載の額に次の額を加算したものとなります。

1) 本人の場合

①同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）または、老人扶養親族1人につき10万円

②特定扶養親族または、控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）1人につき15万円

2) 孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族の他に扶養親族がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円。

★問い合わせ：社会福祉課 手当医療給付係 ☎ 26-6825



遺族基礎年金

国民年金に加入していた方が亡くなられたとき、その方によって生計を維持されていた次の遺族の方が受けられます。支給要件には納付・所得等の条件がありますので詳細についてはお問い合わせください。

①子のある配偶者

②子（※子は次の者に限ります。）

- ・18歳到達年度の末日（3月31日）を経過していない子
- ・20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の子

年金額	給付内容			基本額	加算額	合計（年額）
	子がある 配偶者の 場合	S31.4.2 以後 生まれの方	子1人	816,000円	234,800円	1,050,800円
			子2人	816,000円	469,600円	1,285,600円
		S31.4.1 以前 生まれの方	子1人	813,700円	234,800円	1,048,500円
			子2人	813,700円	469,600円	1,283,300円

※3人目以降の子どもは1人につき78,300円が加算されます。

★問い合わせ：保険年金課 保険年金係 ☎ 26-6813



遺族厚生（共済）年金

厚生（共済）年金に加入していた方が亡くなられたとき遺族に給付される年金です。ただし、受給要件があります。

★問い合わせ：ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165



児童手当について

<対象者>

18歳到達後最初の3月31日までの期間にある児童（高校修了前）を養育している方に支給されます。

<支給月額>

（R6年10月分から）

支給対象	手 当 月 額	
3歳未満	15,000円	第3子以降 30,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円	
中学生	10,000円	
高校生年代	10,000円	

年6回（偶数月）に支給されます。

<現況届>

現況届は原則不要です。離婚協議中で配偶者と別居している方や児童と別居している方など、家庭の状況により現況届の提出が必要な場合があります。

★問い合わせ：社会福祉課 手当医療給付係 ☎ 26-6825

生活全般について



母子・父子家庭医療費助成制度

母子・父子家庭の方が病院等を受診したとき、窓口で支払う保険診療の自己負担金が助成されます。ただし、所得制限がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

<対象者>

児童が18歳に達する日の属する年度末までの父または母と児童および父母のいない児童

(所得制限があります。)

★問い合わせ：社会福祉課 手当医療給付係 ☎ 26-6825



税金に係る寡婦・ひとり親控除

母子・父子家庭、寡婦の方は申告されると、所得税・住民税について、寡婦・ひとり親控除が受けられます。

寡婦控除を受けられる方・・・夫と死別または離婚され、その後婚姻されていない方のうち、下表の要件に当てはまる方。

ひとり親控除を受けられる方・・・前年の12月31日時点で婚姻されていない方のうち、下表の要件に当てはまる方。

名 称	要 件		控除額	
			所得税	住民税
寡婦控除	死別	・年間合計所得金額 500 万円以下	27 万円	26 万円
	離別	・扶養親族を有すること ・年間合計所得金額 500 万円以下		
ひとり親控除	・生計を一にする子を有すること ※所得金額 48 万円以下で、他の人の扶養親族でない子 ・年間合計所得金額 500 万円以下		35 万円	30 万円

★問い合わせ：所得税については中津川税務署 ☎ 0573-66-1202

：住民税については税務課市民税係 ☎ 26-6814



国民健康保険

前配偶者の扶養家族から外れ社会保険の資格を喪失した場合は、国民健康保険加入の手続きが必要になります。

※必要書類：社会保険等の資格喪失証明書（前配偶者の会社が作成）

世帯主および国民健康保険に加入する方全員のマイナンバーのわかるもの
（マイナンバーカードまたは通知カード）

★問い合わせ：保険年金課 保険年金係 ☎ 26-6813



国民年金

国民年金には保険料を納めることが困難な場合、保険料が免除される制度があります。免除は申請年度の前年所得により審査されます。また、失業等の特例（離職票等の添付が必要）による審査もあります。

※免除の種類

（全額免除）保険料を全額免除する制度です。

（1/4 免除）保険料の 4 分の 1 を免除する制度です。

（半額免除）保険料の半額を免除する制度です。

（3/4 免除）保険料の 4 分の 3 を免除する制度です。

※納付猶予・・・保険料の全額を猶予（老齢基礎年金の年金額の計算に含まれない）

保険料を未納のまま放置すると将来の老齢基礎年金や障害や死亡といった不測の事態が生じた時に遺族基礎年金や障害年金を受け取ることが出来ない場合があります。

★問い合わせ：保険年金課 保険年金係 ☎ 26-6813



生活福祉資金貸付制度

低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉および社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。

対象者等などについてはお問い合わせください。

★問い合わせ：恵那市社会福祉協議会 ☎ 26-5220



生活保護

病気などのため生活費や医療費などに困り他に方法がない時は、生活保護が申請できます。ただし、生活保護を受けるには、資産や稼働能力の活用、扶養義務者からの扶養や各種社会保障制度などが前提となります。詳細についてはお問い合わせください。

★問い合わせ：社会福祉課 厚生援護係 ☎ 26-2117

就 学 援 助 について



要保護及び準要保護児童生徒の就学援助制度（小中学校）

経済的理由のため小学校・中学校への就学が困難な場合、学用品費、給食費等が援助される制度があります。通学している学校にお問い合わせください。

★問い合わせ：各小・中学校



高等学校等就学支援金制度

国公立立間わず高等学校等に通う、所得等要件を満たす世帯（※年収約 910 万円未満の世帯）の生徒に対して、授業料に充てるため、国において、高等学校等就学支援金が支給されます。各世帯で所得要件等が異なるため、詳細はお問い合わせください。

各都道府県において、高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に「高校生等奨学給付金」事業が実施されています。

★問い合わせ：岐阜県教育委員会教育財務課・各私立高校



田口育英金（高校生）

勉学意欲を持ちながら主に経済的理由のために進学、就学が困難なひとり親家庭等を援助する制度です。

支給額：年額 3 6 万（返済の義務なし）

※ 学校長からの推薦が必要になりますので、ご自身の学校の奨学金を担当されている先生へご相談ください。



東濃信用金庫育英会（高校生）

青少年の健全育成の一助として、向学心に燃える優秀な学生のうち、学資金手当に困ってみえる高校生に対して学資金を援助する制度です。

支給額：年額 60,000 円（返済の義務なし）

※ 学校長からの推薦が必要になりますので、ご自身の学校の奨学金を担当されている先生へご相談ください。

奨学金貸付制度について



日本学生支援機構奨学金（JASSO）

高等専門学校、専修学校、大学（短大・大学院を含む）に進学または在学している生徒・学生で成績が優れて、経済的な理由で修学が困難である方に対して学費を貸与する制度で、貸与型と給付型があります。世帯収入が基準を満たしていれば、成績だけで判断せず、しっかりした「学ぶ意欲」があれば給付を受けることができます。また、給付型の対象となれば、大学・専門学校等の授業料・入学金も免除又は減額されます。

★問い合わせ：在学されている学校



岐阜県選奨生奨学金貸与制度

学業が優秀であって、心身が健全であって経済的理由により修学が困難な生徒または学生に対し奨学金を貸与します。

- ・対象者：高校等（高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程）、高専、短大、大学に在学する生徒、学生（大学院は対象外）
- ・条件：①保護者が岐阜県内に居住していること。
②所得要件あり、成績要。

★問い合わせ：在学されている学校

★大学・公立高校等 県教育委員会教育財務課 ☎ 058-272-8734

★私立高校等 県環境生活部私学振興・青少年課 ☎ 058-272-8249



あしなが育英会

親が病気や災害（道路上の交通事故をのぞく）または自死（自殺）などで死亡、あるいは親が著しい障がいを負っている家庭の子ども。

高校、専修・各種学校、大学、大学院への進学、または在学中の方。

★問い合わせ：（一財）あしなが育英会 奨学課 ☎ 03-3221-0888



交通遺児育英会

保護者が道路における交通事故で死亡、または、保護者が道路における交通事故で重度の後遺障害者となった家庭の生徒・学生。

高校、専修・各種学校、大学、大学院への進学、または在学中の方。

★問い合わせ：交通遺児育英会 ☎ 0120-521286・03-3556-0773

岐阜県母子父子寡婦福祉資金貸付制度について



母子、父子家庭や寡婦の方に、その経済的自立や子どもの福祉を図るため「修学資金」「修学支援資金」「就職支援資金」「住宅資金」「転宅資金」など各種資金を、岐阜県が低利または無利子で貸付しています。面談の必要がありますので、事前にご相談ください。

※貸付申請から貸付決定までに2ヵ月程かかります。

★問い合わせ：子育て支援課 こども家庭センター ☎ 26-6820

令和6年度修学資金 貸付限度額（月額）一覧表

学校等種別			学 年 別	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅通学		27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学		34,500	34,500	34,500		
	私 立	自宅通学		45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学		52,500	52,500	52,500		
高 等 専門学校	国公立	自宅通学		31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学		33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私 立	自宅通学		48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		自宅外通学		52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学		67,500	67,500			
		自宅外通学		78,000	78,000			
	私 立	自宅通学		89,000	89,000			
		自宅外通学		126,500	126,500			
短期大学	国公立	自宅通学		67,500	67,500			
		自宅外通学		96,500	96,500			
	私 立	自宅通学		93,500	93,500			
		自宅外通学		131,000	131,000			
大 学	国公立	自宅通学		71,000	71,000	71,000	71,000	
		自宅外通学		108,500	108,500	108,500	108,500	
	私 立	自宅通学		108,500	108,500	108,500	108,500	
		自宅外通学		146,000	146,000	146,000	146,000	
大 学 院	修士課程			132,000	132,000			
	博士課程			183,000	183,000	183,000		
専修学校 (一般課程)				54,000	54,000			

資金名	貸付対象者	区分	貸付限度額 (円)	据置 期間	償還 方法	償還 期間	利子
事業開始	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団体	母子・父子 福祉団体	5,220,000	貸付後 1年	月賦	7年以内	保証人無 1.0%
		個人	3,470,000	貸付後 1年			
事業継続	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子父子福祉団体	母子・父子 福祉団体	1,740,000	貸付後 6ヵ月	月賦	7年以内	保証人無 1.0%
		個人	1,740,000	貸付後 6ヵ月			
就職支度	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 寡婦 父母のない児童	一般	105,000	貸付後 1年	年賦	6年以内	※1 参照
		特別	340,000				
医療介護	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 寡婦	医療	340,000	疾病治癒後 又は医療 見込期間後 (介護終了又 は介護見込 期間後) 6ヵ月	半年賦	5年以内 (介護の 償還払いの 立替は 1回払)	保証人無 1.0%
		特別	480,000				
	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	介護	500,000				
技能習得	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	一般	月額 68,000	期間満了後 1年	半年賦	10年以内	保証人無 1.0%
		特別	自動車運転免 許取得の場合 460,000				
		一括	全納金高額等 の場合 816,000				
生 活	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	技能習得	月額 141,000	医療介護、 技能習得の 据置期間区 分に準ずる	半年賦	10年以内	保証人無 1.0%
		医療介護	月額 108,000		半年賦	5年以内	
		母子(父子) 家庭となって 7年未満の 母(父)	月額 108,000 母(父・寡婦) が生計中心者 でないとき 月額 70,000	貸付後 6ヵ月	半年賦	8年以内	
		失業期間	貸付総額は 2592千円が限度 養育費取得の ための裁判費用 1,236,000	貸付期間満 了後(期間中 に失業者で なくなった 場合はその 翌日から) 6ヵ月	半年賦	母子・父子 8年以内 寡婦 5年以内	
転 宅	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	—	260,000	貸付後 6ヵ月	半年賦	3年以内	保証人無 1.0%
住 宅	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	通常の増改築 及び住宅取得	1,500,000	貸付後 6ヵ月	月賦	6年以内 特別 7年以内	保証人無 1.0%
		災害等の住宅 全壊等	2,000,000	貸付後 6ヵ月			

資金名	貸付対象者	区分	貸付限度額 (円)	据置 期間	償還 方法	償還 期間	利子						
修 学	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦の子 父母のない児童	(別表)	(別 表)	卒業後 6 カ月	半年賦	10 年以内 (専修一般は 5 年以内)	無利子						
特例修学	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のない児童	—	修学資金の限度 額に児童扶養手 当相当額を加算 した額	卒業後 6 カ月	半年賦	貸付期間 満了後 6 カ月	無利子						
修 業	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦の子 父母のない児	一般	月額 68,000	期間満了後 1 年	半年賦	10 年以内	無利子						
		特別	自動車運転免許 取得 460,000										
結 婚	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	—	320,000	貸付後 6 カ月	半年賦	5 年以内	保証人無 1.0%						
就学支度 (修学)	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のない児童	小学校	64,300	満 15 歳に達 した日の属す る学年終了後 6 カ月	年 賦	10 年以内 (専修一般は 5 年以内)	無利子						
		中学校	81,000										
	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦の子 父母のない児童	〈国公立〉 高 等 学 校 専修学校(高等)	自 宅150,000	卒業後 6 カ月									
			自 宅外160,000										
		〈国公立・私立〉 専修学校(一般)	自 宅410,000										
			自 宅外420,000										
		〈私立〉 高 等 学 校 専修学校(高等)	自 宅410,000										
			自 宅外420,000										
		〈国公立〉 短 期 大 学 大 学 高等専門学校 専修学校(専門)	自 宅580,000										
			自 宅外590,000										
		〈国公立〉 大 学 院	380,000										
		〈私立〉 大 学 院	590,000										
		就学支度 (修業施設)	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦の子 父母のない児童					中学卒業者	自 宅150,000	期間満了後 6 カ月	年 賦	5 年以内	無利子
									自 宅外160,000				
高等学校卒業者	自 宅272,000												
	自 宅外282,000												

※ 1 母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦 保証人無 1.0%

母子家庭の児童・父子家庭の児童・父母のない児童 無利子

養 育 費 について



養育費の取り決めにしましょう。

養育費の支払は親としての義務です。子どもがいる夫婦が離婚した場合、父母のどちらかを親権者として定めることになります。親権者とならなかった親も、子どもの親であることには変わりなく、親として子どもを養う責任を分担しなければなりません。



養育費の取り決め内容は書面で・・・

養育費の金額、支払い方法、支払う期間など、出来るだけ具体的に明確に記載した上、父母が署名するなどして、後々取り決めの内容について争いが生じないようにすることが肝要です。

公正証書（強制執行認諾条項を入れた）として作成しておけば、公文書としての証明力があり履行勧告、強制執行の手続きを取ることが出来ます。

なお、養育費請求の調停を申し立て（離婚後でも可能）調停調書（強制執行認諾条項を入れた）として残す方法もあります。



養育費の相談

★養育費相談支援センター

養育費・親子交流（面会交流）に関する電話・メールによる相談

（電 話 相 談） ☎03-3980-4108、☎0120-965-419

平日（水曜日除く）10:00～20:00、水曜日 12:00～22:00、土・祝日 10:00～18:00

（メール相談） info@youikuhi.or.jp

★家庭裁判所（詳細 P 25）岐阜家庭裁判所中津川出張所/中津川簡易裁判所

中津川市かやの木町 4－2 ☎ 0573-66-1530

★公証人役場（詳細 P 25）多治見公証役場 多治見市本町 5-15-2 ☎ 0572-23-6782



母子寡婦福祉団体

ひとり親家庭や寡婦が、お互いに助け合っていくために市町村には**母子寡婦福祉会**があり県に母子寡婦福祉連合会があります。

「共感できる人たちとのネットワークの中で友達との輪を広げてみませんか」

★問い合わせ：子育て支援課 こども家庭センター ☎ 26-6820
：恵那市母子寡婦福祉会

優 遇 措 置 について



ニュー福祉定期貯金（ゆうちょ銀行）

遺族年金・児童扶養手当などを受給されている方は、一般の定期貯金金利より優遇されている定期貯金（1年定期貯金）を利用できます。ただし、預入金額は1人300万円まで、1店舗と限りがあります。（一般+0.10% 税引後0.079685%）

★問い合わせ：ゆうちょ銀行 ☎ 26-2504
コールセンター ☎ 0120-108-420



J R通勤定期券割引制度

児童扶養手当の支給を受けている世帯の人がJ R通勤定期券を購入する場合に、割引（およそ3割引）を受けられます。事前に市に申請を行い「特定者資格証明書」と「特定者用定期乗車券購入証明」の発行を受けてから、購入時にJ Rの窓口で提示してください。

★問い合わせ：子育て支援課 こども家庭センター ☎ 26-6820

住 ま い について



市営住宅

資 格・・・住宅に困っている方、低所得額の方、市税を滞納してない方、同居親族と入居できる方など。詳細は問い合わせください。



若者住宅

資 格・・・40歳以下の方。詳細は問い合わせください。

募 集・・・「広報えな」、公式ホームページに掲載されます。

★問い合わせ：建築住宅課 市営住宅係 ☎ 26-6840

就 業 について



岐阜県ひとり親家庭・就業自立支援センター

ひとり親家庭の方に対して、就業に役立つ資格取得、セミナーの開催や養育費・面会交流などの取り決めの相談、子どもの進学の準備やご自身の将来のための家計相談などを行っています。

★問い合わせ：岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター ☎ 058-268-2569

岐阜市藪田南 5-14-53 OKBふれあい会館第2棟9階

月曜日～土曜日（日曜日・祝日・年末年始除く） 9：00～17：00



公共職業安定所（ハローワーク）

就職（転職）したい方に対し、職業相談、職業紹介、求人情報の提供、適性検査などを行っています。

★問い合わせ：恵那公共職業安定所 ☎ 26-1341



就業のための資格相談

就職の際に有利となる資格を取得するため、看護師（准看護師）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士などの養成機関に通われる方への助成があります。

定員は少数ですので早めに相談してください。

※自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母または父が就職に有利な資格を取得するため、指定された教育訓練講座を受講し修了した場合に受講にかかった費用の一部が支給されます。

支給内容→受講費用の 60%（上限 20 万円）

- ・受講費用が 12,000 円を超えない場合は支給されません。
- ・原則受講開始前の事前相談が必要です。

※高等職業訓練促進給付金

就業の時に有利になる資格を取るため、看護師（准看護師）、介護福祉士など、6 か月以上指定された養成機関で修業する場合に次の給付金が支給されます。

訓練促進給付金

月額 100,000 円（市町村民税非課税世帯） 月額 70,500 円（市町村民税課税世帯）

修了支援給付金

月額 50,000 円（市町村民税非課税世帯） 月額 25,000 円（市町村民税課税世帯）

★問い合わせ：子育て支援課 こども家庭センター ☎ 26-6820



岐阜県若者サポートステーション

15 歳から 49 歳までの無業状態の方または非正規など不安定な働き方でお困りの方を対象に、社会的・職業的自立を目指す「自分らしい」働き方を考えるサポートをしています。

★問い合わせ：岐阜県若者サポートステーション ☎ 058-216-0125

子育て支援サービス



ひとり親世帯へのヘルパー

母子・父子家庭等の方が日常生活を営むのに大きな支障が生じている場合利用者宅へ「家庭生活支援員（ヘルパー）」を派遣。

＜対象者＞

- ・ひとり親家庭の親が一時的にケガをしたり病気になったりした時
- ・ひとり親家庭の親が学校等の公的行事に参加する時
- ・ひとり親家庭の親が技能習得・自立促進のために通学したり就職活動をしたりした時
- ・ひとり親家庭の親が残業や出張になった時

＜注＞ 病児・病後児については預かることが出来ません。

詳細は事前に問い合わせしてください。

★問い合わせ：子育て支援課 こども家庭センター ☎ 26-6820



恵那市ファミリー・サポート・センター

子育ての手助けをして欲しい人（依頼会員）、援助をしたい方（援助会員）がそれぞれ会員として登録し、冠婚葬祭の時に子どもを一時的に預けたり、保育園などへの送迎を頼んだりする、いざというときに安心して利用出来る、市民同士の連携による子育て支援システムです。※対象者は、おおむね生後2ヵ月～12歳までの子ども

※通常サポート（前日までの予約が必要です）

- ・家族が病気になった時の子どもの世帯
- ・妊産婦家庭の子どもの世帯
- ・冠婚葬祭の時の子どもの世帯
- ・学校行事・講演会など子どもを連れて行けないとき
- ・こども園などの送迎

※緊急サポート

- ・急な出張や残業などでこども園等にお迎えに行けなくなったとき
- ・発熱・警報発令など、こども園等からの急な呼び出し
- ・病児・産後児の世話や通院

※ひとり親世帯児童の利用料金半額

ひとり親世帯の児童が利用する場合に、年間48時間を上限として、通常サポート料

金（1 時間当たり 400 円の区分に限る）に関しては利用料金が半額となります。「ひとり親世帯児童利用申請書」を市に提出し、承認を受ける必要がありますので事前に申請ください。

※第3子以降利用児童の利用料金無料

第3子以降の児童が利用する場合に、年間48時間を上限として、通常サポート料金（1時間当たり400円の区分に限る）に関しては、利用料金の負担が不要となります。

第3子以降の児童が利用する場合は、「第3子以降児童利用申請書」を市に提出し、承認を受ける必要がありますので、事前に申請してください。

※ 利用方法

- ①入会申込登録をする
- ②依頼会員はファミリー・サポート・センターに援助依頼を申し込む
- ③ファミリー・サポート・センターが援助会員を斡旋
- ④依頼会員と援助会員で事前打ち合わせ
- ⑤援助会員が依頼活動実施

（児童1人分の料金）

利用日	利用時間	通常サポート	緊急サポート
平日	午前7時 ～午後7時	1時間 400円	1時間 800円
	上記以外の時間	1時間 500円	1時間 1,000円
土、日、祝日、 12月29日から翌年1月3日まで	終日	1時間 500円	1時間 1,200円

備考

- 1 利用時間が1時間未満の場合は、1時間あたりの利用料金とする。
- 2 利用時間が1時間を超えた場合は、30分ごとに1時間の半額の利用料金を加算する。
- 3 依頼会員は、対象児童の送迎で援助会員が負担した費用について、実費相当分を負担する。

★問い合わせ 恵那市ファミリー・サポート・センター ☎ 25-7121



一時保育

「一時保育」は、保護者の病気や急な用事、冠婚葬祭、子育てをちょっと一休みしたい時など市内の4つのこども園において子どもを預かる制度です。

※利用できる方

- ・保護者等の就労により週平均3日を限度として継続的に児童の保育が困難となる方
- ・保護者の傷病、入院等により、緊急・一時的に家庭での保育が困難となる方
- ・保護者の育児に伴う心理的・身体的負担を軽減するため一時的に保育を必要とする方

※利用方法

- ・毎月1日から15日まで翌月1ヵ月の利用申し込みを受け付けます。各園へ直接電話にて問い合わせ後、園へ『一時保育申請書』をご提出ください。
- ・緊急を要する場合の利用は、直接園に相談してください。
- ・希望者のみ給食（おやつ含む）があります。料金は別途1人1日200円です。

利用できる園	対象児童	保育利用時間	利用料金	連絡先
城ヶ丘こども園	1歳～3歳 までの幼児	月～金曜日の 8：30～16：30 （祝日・年末年始除く） ※土曜日は緊急時のみ ご利用できます	1時間 300円 ※給食は希望者のみ 別途1人1日200円	25-2539
おさしま二葉 こども園				25-2265
武並こども園				26-6887
山岡こども園				26-6890

注）園行事の開催日、予約が定員を超えた場合はご利用できません。

アレルギー除去食や離乳食の給食はご用意できませんので、各自ご準備ください。

リフレッシュ利用の場合、週1日の利用とし、土曜日はご遠慮ください。

★問い合わせ 幼児教育課 幼児教育係 ☎ 26-6851



病児保育

子どもが病気や病気の回復期で、自宅での保育が困難な場合に、専用の施設で看護師と保育士が子どもを預かります。

※恵那市病児保育所（旧市立恵那病院）（生後8か月～小学6年生）

- ・開所日時 月曜日～金曜日 8：00～18：00（土・日・祝、12/29～1/3を除く）
- ・利用料金 4時間以上2,000円/日 4時間未満1,000円/日
- ・申請書類 恵那市公式ウェブサイトからダウンロードできます。
- ・事前の登録や予約、医療機関への受診が必要です。
- ・予約受付時間は開所日の8：30～17：00、当日利用は利用当日の8：30～9：30
- ・生活保護世帯・多子世帯（18歳に達する日以降の最初に迎える3月31日までの児童を3人以上扶養する世帯）は無料。
- ・ひとり親世帯（恵那市福祉医療費受給者証（ひとり親家庭等）を保持する世帯）は半額。

★問い合わせ：子育て支援課 子育て支援係 ☎ 26-6819
： 病児保育所 ☎ 25-1144



ショートステイ（短期宿泊）

家庭で保護者が子どもの養育・保護が一時的に困難な場合、児童養護施設に一時的に預ける事が出来ます。

- ・利用期間・・・個別の状況に合わせて要相談
- ・利用料金・・・1日あたり0円～5,350円（所得に応じて利用料金変動します）
- ・利用方法・・・子育て支援課に事前にご相談ください。緊急時は口頭で受け付けます。

問い合わせ：子育て支援課 こども家庭センター ☎ 26-6820



トワイライト（保護者の帰宅まで）

家庭の保護者が仕事などの事由によって恒常的に帰宅が夜間にわたるため、または、休日に不在などの場合施設で養育します。

- ・利用期間・・・個別の状況に合わせて要相談
- ・養育時間・・・子どもの下校時から保護者の帰宅まで
- ・利用料金・・・1日あたり0円～1,350円（所得に応じて変動します）
- ・利用方法・・・ショートステイと同じ

※実施施設（児童養護施設・乳児院）

- ・白鳩学園 恵那市大井町 2716-13 ☎ 26-2160
- ・麦の穂学園 中津川市千旦林 1468-51 ☎ 0573-68-2168
- ・麦の穂乳幼児ホームかがやき 中津川市千旦林 1468-52 ☎ 0573-78-0270
- ・登録里親

★問い合わせ：子育て支援課 こども家庭センター ☎ 26-6820



発達相談

教育・発達支援センターでは子どもの発達に関する相談や、子育ての困り感などについて専門の相談員が相談に応じます。

子育てについて不安や困ったとき、お子さんの就園就学などについてお悩みのときなどお気軽に相談してください。

※場 所・・・市民会館2階 教育・発達支援センター 教育・発達相談室「あおば」

※日 時・・・月～金曜日 8:30～17:00（祝日・年末年始は除く）

★問い合わせ あおば ☎ 26-2309



児童発達支援・放課後等デイサービス

児童発達支援は未就学児を 放課後等デイサービスは就学児を対象としています。

いずれも児童福祉法に基づく療育支援です。

※利用方法・・・事前に申請し「受給者証」の交付を受ける必要があります。

※利用料金・・・申請により利用料金は全額免除されます。

★問い合わせ：子育て支援課 子育て支援係 ☎ 26-6819

こども発達センターにじの家 ☎ 20-0260・こども発達センターおひさま ☎ 56-3620



地域子育てサポート事業

まちづくり活動の一環として、急な時に家で子どもの世話が出来ないとき、地域で子育てを助け合っていく事業です。（入会申込みが必要です）

名 称・・・おなかま（飯地町内）

事業内容・・・小学校４年生まで （平日 10:00～16:00 １時間 200 円）
（飯地町外の人 １時間 950 円）

★問い合わせ：飯地町小さな拠点（飯地商店） ☎ 22-3122

こども園・保育園・幼稚園・小規模保育事業所

「こども園」は、幼稚園と保育園の機能を併せもち、両方の良さを効果的に取り入れた教育と保育の一体的施設です。保護者の就労の有無や状況に合わせたコースの選択をし、家庭での養育を支援します。

「保育園」は、児童福祉法に基づき、保護者の皆さんが働いている、または出産・介護・病気などのため家庭で保育をすることが出来ない子どもを、一定の時間、保護者に代わって保育を行う施設です。



公立こども園

名 称	住 所	電 話	対象児	開園時間
城ヶ丘こども園	大井町 848-1	25-2539	0 歳児～	7:30～19:30
大井こども園	大井町 1248-3	26-6913	3 歳児～	7:30～19:00
おさしま二葉こども園	長島町永田 441-1	25-2265	0 歳児～	7:30～19:30
やまびここども園	長島町久須見 182	26-6886	0 歳児～	7:30～19:00
東野こども園	東野 1346	26-6914	3 歳児～	7:30～19:00
みさとこども園	三郷町野井 1969-1	26-6915	1 歳児～	7:30～19:00
武並こども園	武並町竹折 1648-259	26-6887	0 歳児～	7:30～19:00
中野方こども園	中野方町 1811-2	26-6888	0 歳児～	7:30～19:00
飯地こども園	飯地町 26-5	26-6889	2 歳児～	7:30～19:00
岩村こども園	岩村町 1545-1	43-2209	0 歳児～	7:30～19:00
山岡こども園	山岡町上手向 1155	26-6890	0 歳児～	7:30～19:00
明智こども園	明智町 332-3	26-6891	0 歳児～	7:30～19:00
串原こども園	串原 3228-2	26-6892	1 歳児～	7:30～19:00
上矢作こども園	上矢作町下 720-1	26-6893	0 歳児～	7:30～19:00



私立保育園

名 称	住 所	電 話	対象児	開園時間
千草保育園	大井町 1966-1	26-5225	0 歳児～	7:30～18:00
ルンビニー保育園	長島町正家 3-10-1	26-1961	0 歳児～	7:20～18:30

※ 原則として、0 歳児は生後 57 日目から入園できますが、受け入れ可能な月齢は園によって異なります。入園日については、園とご相談ください。

「幼稚園」は、学校教育法に基づき満 3 歳以上の幼児に対して就学前教育を行うことを目的とする学校の種類です。



私立幼稚園

名 称	住 所	電 話	対象児
すずめっこ杉の子幼稚園	大井町 2018	25-4528	満 3 歳児～

※ 入園方法や料金については、直接園へお問い合わせください。

※ すずめっこ杉の子幼稚園では未満児を対象とした子育て活動として「コアラクラブ」を設置しています。1 歳児クラス（月 1 回）と 2 歳児クラス（月 2 回）があり、親子のふれあいや子育てのお友達作りを目的として開催しています。



小規模保育事業所

名 称	住 所	電 話	対象児	開園時間
保育所ちゃお	大井町 2711-35	26-2256	0 歳児～ 2 歳児	7:30～19:30
C 型ちゃお保育園	大井町 1781-19 青木マンション 104	26-2256	0 歳児～ 2 歳児	8:00～17:00

なお、現在 3～5 歳児の保育料、給食費は無償化となっています。

★問い合わせ：幼児教育課 幼児教育係 ☎ 26-6851



小 学 校・中 学 校



入学・転校手続き

◆**入学：** 小学校に入学するお子さんには入学する前年の秋頃「**就学時健康診断通知書**」を送付します。指定された学校で、健康診断を受けてください。また小・中学校へ入学する年の1月末までに「**入学通知書**」を送付します。

※ 次の場合には、学校教育課へ連絡してください。

- ・入学通知書が届かないとき。
- ・入学通知書の記載内容に誤りがあるとき。
- ・入学通知書を受け取った後、転出・転居等変更が生じたとき。
- ・入学通知のあった学校以外に入学するとき。

◆**転校：** 転校が決まったら、通っている学校へ転校することを連絡してください。また、新住所地の学校への連絡もお願いします。その後、次の方法により転校手続きをお願いします。

○市内での転校

新住所への住民登録を済ませた後、恵那市教育委員会が交付する「入学通知書」を受け取り、通学していた学校から発行された「在学証明書」・「教科用図書給与証明書」と一緒に指定された転校先の学校に提出してください。

○市外への転校

新住所地の市町村で住民登録を済ませた後、新住所地の教育委員会が交付する「入学通知書」を受け取り通学していた学校から発行された「在学証明書」・「教科用図書給与証明書」と一緒に転校先の学校に提出してください。



指定学校変更・区域外就学

児童生徒が就学する小中学校について、住所地により通学区域を定め、就学すべき学校の指定をしています。

しかし、特別な事情があり、一定の要件を満たした場合には、教育委員会の許可により指定学校以外の学校へ就学が認められる場合があります。

詳しくは、学校教育課へお問い合わせください。

★問い合わせ：学校教育課 学校教育係 ☎ 26-6850

小・中 学 校 一 覧



小学校

名 称	住 所	電 話
大井小学校	大井町 851-1	0573-26-6909
大井第二小学校	大井町 1982-1	0573-26-2306
長島小学校	長島町永田 461-1	0573-26-6908
恵那北小学校	長島町久須見 177-1	0573-26-6871
東野小学校	東野 1346	0573-26-6910
三郷小学校	三郷町佐々良木 1822	0573-26-6874
武並小学校	武並町竹折 1059-91	0573-26-6873
中野方小学校	中野方町 2353-1	0573-26-6870
飯地小学校	飯地町 26-4	0573-26-6872
岩邑小学校	岩村町 1524-1	0573-26-6875
山岡小学校	山岡町下手向 1831	0573-26-6876
明智小学校	明智町 122-2	0573-26-6877
串原小学校	串原 4083-2	0573-26-6878
上矢作小学校	上矢作町 1798-1	0573-26-6879



中学校

名 称	住 所	電 話
恵那東中学校	大井町 1073-1	0573-26-6912
恵那西中学校	長島町中野 1269-261	0573-26-6911
恵那北中学校	笠置町河合 980	0573-26-6880
岩邑中学校	岩村町 1273-1	0573-26-6881
山岡中学校	山岡町下手向 182-4	0573-26-6882
明智中学校	明智町 60-1	0573-26-6883
串原中学校	串原 4083-2	0573-26-6884
上矢作中学校	上矢作町漆原 67	0573-26-6885

放課後児童クラブ（学童保育）

就労などにより保護者が昼間家庭にいないため保育に欠ける小学生を対象とした放課後の生活の場を提供する事業です。

恵那市内の放課後児童クラブは、各クラブの父母会によって運営していただいております。受け入れ条件や保育料・開設時期はクラブごとに異なります。



放課後児童クラブ（学童保育）一覧

名 称	場 所	電 話
大井第一学童保育所（大井小）	大井小学校内	0573-26-5482
大井第二学童保育所（大井小）	大井小学校内	0573-26-5482
大井第三学童保育所（大井小）	大井小学校内	0573-26-5482
どんぐり第一学童クラブ（大井第二小）	どんぐりの家	0573-25-0068
どんぐり第二学童クラブ（大井第二小）	どんぐりの家	0573-25-0068
おさしま学童保育所第一（長島小）	旧長島こども園	080-8978-8002
おさしま学童保育所第二（長島小）	旧長島こども園	080-8978-8002
おさしま学童保育所第三（長島小）	旧長島こども園	080-8978-8002
東野学童みどりクラブ（東野小）	東野小学校内	090-6358-4427
みさとっこC L U B（三郷小）	三郷小学校内	080-1562-0161
武並学童クラブ（武並小）	武並小学校内	0573-32-1657
なかよしクラブ（恵那北小）	恵那北小学校内	0573-26-6819
中野方学童クラブ（中野方小）	ふれあいセンターまめの木	0573-32-1222
うりぼうクラブ・いいじ（飯地小）	飯地小学校体育館	0573-26-6819
岩村第一学童クラブ（岩邑小）	獅子舞会館	080-4536-0661
岩村第二学童クラブ（岩邑小）	岩邑いきがい会館	090-9173-8477
子供安全安心ハートクラブ（山岡小）	旧在宅介護支援センター	080-1565-9051
明智第一学童クラブ（明智小）	明智小学校内	090-4447-4474
明智第二学童クラブ（明智小）	明智小学校内	090-4447-4474
上矢作学童クラブひなたぼっこ（上矢作小）	上矢作小学校内	0573-32-1669

※季節開設学童保育所

夏休みなど長期休暇のみ開設

名 称	場 所	電 話
串原学童クラブ（串原小）	串原小学校内	0573-26-6819
・開設時間・・・長期休暇 8:00～16:30（夏休み、春・冬休みの一部）		

★問い合わせ：子育て支援課 子育て支援係 ☎ 26-6819



児童センター

児童に健全な遊びを与え、その健康を推進し、情操を豊かにする事を目的とした施設です。

また地域の児童の健全育成の拠点として、誰もが自由に遊びを体験できる施設です。

名 称	開館日	電 話
大井児童センター	火～土 9:00～17:00	0573-25-6493
中野児童センター	火～土 9:00～17:00	0573-26-3878



親子遊びの場

3歳未満の未就園児親子を対象に絵本の読み聞かせ工作等季節に合わせた遊びを取り入れています。

名 称	場 所	開館日	電話
親子遊びの場	岩村福祉センター 2 階	隔週火曜日（月 2 回）	0573-43-0051



地域による子育てサロン

まちづくり活動の一環として地域において、子育て中のパパ・ママが交流する場所を提供しています。

名 称	場 所	開館日	電話
お～いカフェ	明治天皇大井行在所	毎週月曜日 10:00～12:00	0573-25-7101

相 談 員・そ の 他 相 談



ひとり親家庭自立支援員（ひとり親家庭の相談）

ひとり親家庭の皆さんが抱える悩み事の相談等、問題解決のお手伝いをします。

平日 8:30～17:15

★問い合わせ：子育て支援課 こども家庭センター ☎ 26-6820



福祉総合相談

「人間関係がうまくいかない」、「仕事が続かない」など、どこに相談していいかわからない困りごとがあるとき、この窓口で相談を受け付けます。迷ったら、ご連絡ください。

★問い合わせ：社会福祉課 福祉企画室 ☎ 26-6824



民生委員児童委員・主任児童委員

お住まいの地域には、民生委員児童委員、主任児童委員がいて、生活上の心配事や家族・健康・子育ての事などで悩み困っている方の相談に応じています。身近な相談相手として気楽にご相談ください。（守秘義務がありますので、ご相談内容の秘密は守ります。）

★問い合わせ：社会福祉課 福祉企画室 ☎ 26-6824



岐阜県女性相談支援センター・配偶者暴力相談支援センター

親族間・対人関係・DV（配偶者からの暴力）などの様々な女性の悩みについて相談に応じています。

毎日 9:00～24:00 平日 18:00 以降と土日祝日、年末年始はDV相談のみ受け付け

★問い合わせ：女性相談支援センター ☎ 058-213-2131



ぎふ性暴力被害者支援センター

性暴力被害にあわれた方やその家族、身近な人のための相談、支援窓口です。

★問い合わせ：ぎふ性暴力被害者支援センター ☎ 058-215-8349

（24 時間ホットライン）



岐阜県ひきこもり地域支援センター（岐阜県精神保健福祉センター内）

ひきこもりに悩むご本人、ご家族等からの相談を行っています。

月曜日～金曜日（年末年始、祝日を除く） 9:00～17:00

★問い合わせ：岐阜県ひきこもり地域支援センター ☎ 058-231-9724



東濃成年後見センター中津川・恵那事務所

判断能力が十分でない高齢者や障がい者の方々の権利擁護のために活動しています。成年後見制度を利用するときの申し立て手続きの支援や相談に応じるなどの業務を行っています。

★問い合わせ：NPO法人東濃成年後見センター中津川・恵那事務所

☎ 0573-65-6803

中津川市栄町1番1号 にぎわいプラザ6階



女性の人権ホットライン

職場などにおける男女差別、セクシャルハラスメント、夫やパートナーからの暴力、ストーカーなどの女性に対するあらゆる人権侵害についての相談を受け付けています。

★問い合わせ：岐阜地方法務局人権擁護課内 ☎ 0570-070-810

平日 8:30～17:15



家庭裁判所

- ・夫婦間の調整、離婚、離婚後の財産分与の請求
- ・父母の離婚に伴う親権者の指定、変更や子の看護に関する問題
- ・改名、改名の許可、その他戸籍に関する問題等の申し立て手続きに関わるもの

★問い合わせ：岐阜家庭裁判所中津川出張所/中津川簡易裁判所

☎ 0573-66-1530 中津川市かやの木町 4-2



公証人役場

離婚の法律、税金、離婚に伴う給付契約、財産分与、慰謝料、養育費などの公正証書を作成します。離婚に伴う給付について当時者間で合意が出来た場合には、公正証書「強制執行認諾条項を入れた」にしておくことを勧めます。金銭債権については、公正証書は判決と同じ執行力を持つ（不履行の時は相手方の財産や給料等を差し押さえる事が出来る）

また公文書としての証明力があります。（養育費については、家庭裁判所に申し出て、相手方に支払勧告をしてもらう等の援助を受ける事が出来る。）

- ・申し込みにあたって準備する資料（１）合意事項を書いたメモ（２）当時者本人であることを確認する資料（・免許証と認印（通常）・パスポート、印鑑証明など）
- ・手続き上必要な書類等 戸籍謄本・印鑑証明書・登録してある印鑑等

※公正証書作成当日、当時者両名が公証役場に出頭し、公正証書に署名捺印（実印）します。

★問い合わせ：多治見公証役場 ☎0572-23-6782

多治見市本町 5-15-2



法テラス（日本司法支援センター）

法的なトラブルの解決に必要な情報やサービス提供が受けられる相談窓口です。
無料法律相談や必要に応じて弁護士費用の立替も行っています。

- ・民事法律扶助業務 経済的に余裕がない方が法的トラブルにあった時に無料で法律相談を行い（「法律相談援助」、弁護士、司法書士の費用の立替えを行う「代理援助」「書類作成援助」）業務。
- ・犯罪被害者支援 支援情報の提供

犯罪被害者支援ダイヤル ☎0120-079714

（平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00）

★問い合わせ：法テラス中津川 ☎ 050-3383-0068

（平日 9:00～17:00）

法テラスサポートダイヤル

☎ 0570-078374

（平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00）



男女共同参画・女性の活躍支援センター

・一般電話相談

男女の生き方などに関する様々な悩みについて、相談員がお話をお聞きします。

月曜日～木曜日、第1・3土曜日（祝日、年末年始を除く）9:00～17:00

・男性専門電話相談

生き方、夫婦の問題、仕事と家庭の両立など、男性が抱える悩みを男性相談員がお話をお聞きします。

第2・4金曜日（祝日、年末年始を除く）17:00～20:00

・LGBT専門電話相談

性的指向や性自認を理由として困難な状況に置かれている方やその支援をしている方等を対象に、専門相談員がお話をお聞きします。

第3金曜日（祝日、年末年始を除く）17:00～20:00

・専門面接相談（予約制）

離婚、家族関係、男女間の悩みや女性が抱える様々な悩みについて、専門家による相談を行います。

・法律相談 専門家（女性弁護士） 第2・4水曜日 13:00～16:00

こころの相談（女性限定） 専門家（臨床心理士） 第1・3木曜日 13:00～16:00

★問い合わせ：男女共同参画・女性の活躍支援センター ☎ 058-278-0858



相 談 窓 口

☆乳幼児期

活動・相談内容	相談先	電話番号
乳幼児の健診等 乳幼児の育児相談・支援 (成長・栄養・歯科・予防接種)	健幸推進課 母子保健係	0573-26-6823
地域子育て支援センター (遊び場の提供・親子の交流場・ 子育て相談・絵本貸し出し)	やまびこ子育て支援センター 武並子育て支援センター 中野方子育て支援センター 岩村子育て支援センター 山岡子育て支援センター 明智子育て支援センター 上矢作子育て支援センター	0573-26-6851 0573-26-6851 0573-26-6851 0573-26-2118 0573-26-2118 0573-26-2118 0573-26-2118
こども元気プラザ 未就園児と保護者を対象 (子育て講座・親子遊び等) お弁当持参もOK	こども元気プラザ	0573-26-6918
こども園の地域交流 保育に関わること	幼児教育課 幼児教育係	0573-26-6851

☆乳幼児～学童期☆



発達相談

発達に関すること 子育ての不安等	教育・発達支援センター 教育・発達相談室 あおば	0573-26-2309
---------------------	-----------------------------	--------------



児童発達支援・放課後等デイサービス

児童発達支援→未就学児対象	放課後等デイサービス→就学児対象
*利用方法・・・事前に申請し「受給者証」の交付が必要。	
*利用料金・・・申請により利用料金は全額免除されます。	

★問い合わせ：子育て支援課 子育て支援係 26-6819



子育て相談窓口（市内）

種 類	相 談 先	電話番号
家庭児童相談 ひとり親家庭相談	こども家庭センター 月～金 8:30～17:15	0573-26-6820
教育相談 (不登校など)	教育・発達支援センター ・はなのき教室（市民会館内） 月～金 9:00～17:00 ・むつみ教室（岩村コミュニティセンター内） 月～金 9:00～17:00	0573-26-6922 070-3239-5121
(発達相談、教育に関する心配事など)	・教育・発達相談室 あおば 月～金 8:30～17:00	0573-26-2309



子育て相談窓口（市外）

種 類	相 談 先	電話番号
子育ての悩み	岐阜県東濃子ども相談センター	0572-23-1111
	岐阜県子ども・家庭電話相談室	058-213-8080
	子ども家庭支援センター麦の穂	0573-68-6858
児童虐待	24 時間虐待通報ダイヤル	0572-23-1226
	児童相談所虐待対応ダイヤル	1 8 9
いじめ・非行	子どもの人権 110 番 (岐阜県方法務局)	0120-007-110
	24 時間子ども SOS ダイヤル (岐阜県教育委員会)	0120-078-310
	東濃地区少年サポートセンター (多治見警察署内)	0120-783-802
心の健康づくり	こころのダイヤル 1 1 9 番 (岐阜県精神保健福祉センター)	058-233-0119
発達相談	発達障害者支援センターのぞみ (岐阜県障がい者総合相談センター)	058-233-5106
学校教育全般	教育相談ほほえみダイヤル (東濃教育事務所)	0120-745-070 0573-26-1402
少年相談	あんしんコール (東濃西部少年センター)	0120-873-246



市民相談

*詳細については「広報えな」をご覧ください。

種 類	相 談 先	相談日・時間	電話番号
消費生活相談	消費生活相談窓口	水曜日定休 (土・日・祝日を除く) 8:30～17:00	0573-26-2131 (直通)
人権相談	市役所 社会福祉課 厚生援護係	月4回(不定期) 13:00～15:00	0573-26-2117
ねんきん総合相談	市役所 保険年金課	不定期(要予約)	0573-26-6813
法律相談	市役所 総務課 行政係	月4回(要予約) 13:00～16:00	0573-26-6800
行政書士無料相談	岐阜県行政書士会	月1回(不定期) 13:00～16:00	058-263-6580
暮らしと商いと 働く相談	恵那くらしビジネス サポートセンター	月曜日～土曜日(祝日・ 年末年始除く) 9:00～17:00	0573-26-2266
成年後見制度 巡回相談	市役所 地域包括支援センター	不定期(要予約)	0573-26-6828
弁護士による 福祉法律相談			
高齢者の 福祉総合相談			
労働条件相談 ほっとライン	岐阜労働局	月・火・木・金 17:00～22:00 土・日 10:00～17:00	0120-811-610
女性の人権 ホットライン	岐阜地方法務局	平日(土・日・祝日を除く) 8:30～17:15	0570-070-810
生活・就労 サポートセンター	恵那市社会福祉協議会	平日(土・日・祝日を除く) 9:00～17:00	0573-25-6424 (社協直通)
福祉なんでも相談		毎月20日 (祝日場合は変更あり) 14:00～16:00	0573-26-2214 (市直通)

*都合により変更になる場合があります。

こども家庭センター

こ
えなっ宝ほっと
ステーション

恵那市役所西庁舎 2 階 子育て支援課内

TEL 0573-26-6820（直通）

保健師や専門の相談員に、子育ての悩みをなんでも相談
できます。

また、様々な子育てサービスの情報をご案内します。